

国立大学法人和歌山大学教職員介護休業等細則

制 定 平成16年 4月 1日

法人和歌山大学規程第 33 号

最終改正 令和 4年 9月 7日

第1章 総則

(目的)

第1条 この細則は、国立大学法人和歌山大学教職員勤務時間及び休暇等規程（以下「勤務時間等規程」という。）第23条に基づき、介護休業等の対象者、期間、手続等を定めることを目的とする。

(法令との関係)

第2条 介護休業等につき、この細則に定めのない事項については、「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」（平成3年法律第76号。以下「育児・介護休業法」という。）、その他の関係法令の定めるところによる。

第2章 介護休業

(介護休業の対象者)

第3条 教職員が、要介護状態にある家族（以下「対象家族」という。）を介護する場合は、請求により介護休業をすることができる。

2 対象家族とは、次の各号の一に該当する者で、負傷、疾病、老齢又は身体上若しくは精神上の障害により2週間以上の期間にわたり日常生活を営むのに支障があるものをいう。

(1) 配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）

(2) 父母

(3) 子

(4) 配偶者の父母

(5) 祖父母、孫及び兄弟姉妹

(6) 教職員又は配偶者との間において事実上父母と同様の関係にあると認められる者及び教職員との間において事実上子と同様の関係にあると認められる者で次に掲げる者（同居している者に限る。）

ア 父母の配偶者

イ 配偶者の父母の配偶者

ウ 子の配偶者

エ 配偶者の子

3 第1項の規定にかかわらず、育児・介護休業法第12条第2項の規定において準用する育児・介護休業法第6条第1項ただし書の規定に基づく労使協定により、介護休業の対象者から除外することとされた教職員は介護休業することができない。

(介護休業の期間)

第4条 介護休業の期間は、前条第2項に規定する者の各々が同項に規定する介護を必要とする対象家族1人につき、3回を上限として、通算6月を超えない期間とする。

教職員介護休業等細則

2 前項に規定する期間の通算は、暦に従って計算し、1月に満たない期間は、30日をもって1月とする。

(介護休業の請求手続)

第5条 介護休業の請求は、介護休業を開始しようとする期間の始まる日（以下「介護休業開始予定日」という。）の前日から起算して1週間前の日までに、介護休業承認請求書により行うものとする。

2 介護を必要とする一の継続する状態について初めて介護休業の請求を行う場合は、2週間以上の期間について一括して請求しなければならない。

3 当該介護休業の請求に係る介護休業開始予定日とされた日が当該介護休業の請求があった日の翌日から起算して1週間を経過する前の日であるときは、当該介護休業開始予定日とされた日から当該1週間を経過する日までの間のいずれかの日が休業開始日として指定される。

4 当該請求をした教職員は、事実を確認するために、証明書類の提出を求められることがある。

(休業の単位)

第6条 介護休業の単位は、1日又は1時間とする。

2 1時間を単位とする介護休業は、正規の勤務時間の始め又は終りにおいて、1日を通じて4時間を超えない範囲内とする。

(介護休業の変更)

第7条 介護休業の請求をした教職員は、介護休業終了予定日の1週間前までに所定の申請書により、介護休業終了予定日を介護休業終了予定日とされた日以後の日に変更することができる。

2 前項による介護休業終了予定日の変更は1回に限るものとする。

3 第5条第4項の規定は、介護休業終了予定日の変更について準用する。

(介護休業の請求の撤回等)

第8条 介護休業を請求した教職員は、介護休業開始予定日の前日までに所定の申請書を提出することにより、介護休業の請求を撤回することができる。

2 前項により介護休業の請求を撤回した場合、介護を必要とする一の継続する状態について1回に限り再度の請求をすることができるものとする。

3 介護休業の請求がなされた後、介護休業開始予定日とされた日の前日までに、対象家族の死亡等により当該介護休業の請求に係る対象家族を介護しないこととなったときは、介護休業の請求はなかったものとする。

(介護休業の効果)

第9条 介護休業をしている期間については、その期間の勤務しない1時間につき、国立大学法人和歌山大学教職員給与規程第34条第2項に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額する。

(介護休業の終了等)

第10条 教職員は、次の各号の一に該当する場合、所定の申請書を提出することにより介護休業を終了する。

(1) 要介護者が介護を必要としなくなった場合

- (2) 要介護者が死亡した場合
 - (3) 要介護者と教職員との親族関係が消滅した場合
 - (4) 教職員が要介護者（第3条第1項第6号に該当する者に限る。）と同居しなくなった場合
 - (5) 教職員が産前産後休暇を取得した場合
 - (6) 教職員が国立大学法人和歌山大学教職員育児休業等細則第3条及び第10条による育児休業を取得する場合
 - (7) 教職員が当該介護休業に係る対象家族以外の対象家族について介護休業を取得する場合
- (不利益取扱いの禁止)

第11条 教職員は、介護休業を理由として、不利益な取扱いを受けない。

第3章 介護時間

(介護時間の取得対象者)

第12条 教職員が、対象家族を介護する場合は、介護休業とは別に請求により1日の勤務時間の一部について勤務しないことができる。

2 第3条第2項の規程は、介護時間の対象家族について準用する。

3 第1項の規定にかかわらず、育児・介護休業法第23条第3項ただし書の規定に基づく労使協定により、介護時間の対象者から除外することとされた教職員は介護時間を取得することができない。

(介護時間)

第13条 介護時間の期間は、前条第2項に規定する者の各々が介護を必要とする一の継続する状態ごとに、連続する3年の期間とする。

2 介護時間の時間は、前項に規定する期間内において、1日を通じ、始業の時刻から連続し、又は終業の時刻まで連続した2時間の範囲内で、必要とされる時間について30分単位として行うものとする。

(介護時間の請求手続き)

第14条 介護時間の請求は、介護時間を開始しようとする期間の始まる日（以下「介護時間開始予定日」という。）の前日から起算して1週間前までに介護時間承認請求書により行うものとする。

2 第5条第4項の規程は、介護時間の請求について準用する。

(介護休業に係る規定の準用)

第15条 第7条から第11条までの規定は、介護時間について準用する。

附 則

1 この細則は、平成16年4月1日から施行する。

2 この細則の施行の日（以下「施行日」という。）の前日において、「一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する法律」（平成6年法律第33号）に基づく介護休暇が承認されている教職員については、施行日以後も、第5条による承認が得られているものとする。

附 則（平成16年8月26日一部改正：法人和歌山大学規程第324号）

この改正細則は、平成16年8月26日から施行する。

教職員介護休業等細則

附 則（平成28年12月26日一部改正：法人和歌山大学規程第1868号）
この改正細則は、平成29年1月1日から施行する。

附 則（令和4年3月16日一部改正：法人和歌山大学規程第2403号）
この改正細則は、令和4年4月1日から施行する。

附 則（令和4年9月7日一部改正：法人和歌山大学規程第2472号）
この改正細則は、令和4年10月1日から施行する。